

紀美野町第 1 回定例会会議録

平成 2 5 年 3 月 1 2 日（火曜日）

○議事日程（第 2 号）

平成 2 5 年 3 月 1 2 日（火）午前 9 時 1 5 分開議

- 第 1 議案第 1 号 紀美野町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について
- 第 2 議案第 2 号 紀美野町道の構造の技術的基準等を定める条例の制定について
- 第 3 議案第 3 号 紀美野町長及び副町長の給与等条例の一部を改正する条例について
- 第 4 議案第 4 号 紀美野町教育委員会教育長の給与等条例の一部を改正する条例について
- 第 5 議案第 5 号 紀美野町障害程度認定審査会の委員の定数等条例の一部を改正する条例について
- 第 6 議案第 6 号 紀美野町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
- 第 7 議案第 7 号 紀の海広域施設組合規約の変更に関する協議について
- 第 8 議案第 8 号 紀美野町過疎地域自立促進計画の変更について
- 第 9 議案第 9 号 辺地総合整備計画の変更について
- 第 1 0 議案第 1 0 号 公平委員会委員の選任の同意について
- 第 1 1 議案第 1 1 号 平成 2 4 年度紀美野町一般会計補正予算（第 5 号）について
- 第 1 2 議案第 1 2 号 平成 2 4 年度紀美野町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 4 号）について
- 第 1 3 議案第 1 3 号 平成 2 4 年度紀美野町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算（第 3 号）について
- 第 1 4 議案第 1 4 号 平成 2 4 年度紀美野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）について
- 第 1 5 議案第 1 5 号 平成 2 4 年度紀美野町介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）について
- 第 1 6 議案第 1 6 号 平成 2 4 年度紀美野町美里簡易水道事業特別会計補正予算（第 2 号）について

第 17 議案第 17 号 平成 24 年度紀美野町上水道事業会計補正予算（第 1 号）について

第 18 議案第 28 号 教育委員会委員の任命の同意について

第 19 議案第 29 号 平成 24 年度紀美野町一般会計補正予算（第 6 号）について

○会議に付した事件

日程第 1 から第 19 まで

○議員定数 14 名

○出席議員

議席番号	氏名
1 番	七良浴 光 君
2 番	町 田 富枝子 君
3 番	田 代 哲 郎 君
4 番	小 椋 孝 一 君
5 番	北 道 勝 彦 君
6 番	向井中 洋 二 君
7 番	上 北 よしえ 君
8 番	伊 都 堅 仁 君
9 番	仲 尾 元 雄 君
10 番	松 尾 紘 紀 君
12 番	美 野 勝 男 君
13 番	美 濃 良 和 君
14 番	加 納 国 孝 君

○欠席議員

11 番 杉 野 米 三 君

○説明のため出席したもの

町 長 寺 本 光 嘉 君

副 町 長	小 川 裕 康 君
教 育 長	橋 戸 常 年 君
消 防 長	家 本 宏 君
総 務 課 長	井 上 章 君
企画管財課長	増 谷 守 哉 君
住 民 課 長	牛 居 秀 行 君
税 務 課 長	中 谷 嘉 夫 君
保健福祉課長	山 本 倉 造 君
産 業 課 長	岩 田 貞 二 君
建 設 課 長	山 本 広 幸 君
総務学事課長兼 教 育 次 長	中 尾 隆 司 君
生涯学習課長	尾 花 延 弥 君
会 計 管 理 者	西 切 博 充 君
水 道 課 長	温 井 秀 行 君
地籍調査課長	前 野 忠 弘 君
美 里 支 所 長	西 敏 明 君
国体推進課長	南 秀 秋 君
代表監査委員	向 江 信 夫 君

○欠席したもの

な し

○出席事務局職員

事務局長 大 東 淳 悟 君
書 記 中 谷 典 代 君

開 議

○議長（加納国孝君） それでは、規定の定足数に達しておりますので、これから
本日の会議を開きます。

（午前 9時15分）

○議長（加納国孝君） なお、執行部より議案第28号及び議案第29号の提出があり、本日、本会議開会前の議会運営委員会で協議いただき、日程につけ加えていますので報告し、御了承願います。

本日の日程は、お手元に配付のとおりです。

なお、3月5日に議案等の説明を受けておりますので、本日は質疑から入りたいと思います。

◎日程第1 議案第1号 紀美野町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について

○議長（加納国孝君） 日程第1、議案第1号、紀美野町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について、議題とします。

これから質疑を行います。

3番、田代哲郎君。

（3番 田代哲郎君 登壇）

○3番（田代哲郎君） 議案第1号、紀美野町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について質疑いたします。

条例案の第1条に目的がありますが、要約すると、法第37条において準用する法第26条の規定に基づき、対策本部に関し、必要な事項を定めるという趣旨になっています。これが目的です。対策特別措置法第37条を要約すると、第25条及び第26条は、市町村対策本部に準用すると、その際、25条と26条の一部を読みかえると。26条を読みかえて要約すると、34条から36条まで、及び読みかえて準用する25条に規定するもののほか、市町村対策本部に関し、必要なことは市町村条例で定めると、こういうふうになっています。

34条は、緊急事態宣言がなされたら、市町村長は、市町村行動計画により対策本部を設置し、対策の総合的な推進に関する事務をつかさどると、35条は、対策本部の組織、36条は、対策本部長の権限をうたっています。

そういうことで、まず、質疑の第1点は、法第35条にうたわれている町長、副町長、

教育長、消防長の役割について、３５条では、本部長を市町村長が、本部員は副町長、教育長、消防長という役割になっていますが、この条例案にその定めが盛り込まれていないのはどういうことなのか、なぜなのか。

それから、法第３６条に定める対策本部長が行う新型インフルエンザ等緊急事態措置に関する総合調整という部分がありますが、この総合調整というのは、具体的にはどういう行為が想定されると考えられるのか。

それから、条例案第２条４項にある必要な職員というのは、どういった職員を想定しておられるのか。

それから、条例第４条、本部長が必要と認めるときは新型インフルエンザ等対策本部に部を置くことができるとしているが、具体的に、どんな部が想定されるのか。この４点について答弁をお願いします。

（３番 田代哲郎君 降壇）

○議長（加納国孝君） 保健福祉課長、山本君。

（保健福祉課長 山本倉造君 登壇）

○保健福祉課長（山本倉造君） 田代議員の御質疑でございます。町長、副町長、消防長の役割ということでございますが、対策本部に関する総合的なこと、特に誰が何をするということではなくて、総合的にということです。対策本部を主催するということになると思います。情報を収集して、情報を伝えるとか、防疫体制の整備に主導的に指導して対策本部を進めていくということになると思います。

今言われた町長の総合調整ということに関しましては、国が出してますＱ＆Ａの中で、例示されているのは、住民に対する予防接種を実施するために種々の関係機関に対しなされる調整などというふうに例示されているところでございます。

必要な職員ということでございますが、これはもう全く言葉どおりで、本部として必要な職員、それぞれの課長なりが、それぞれの課が行うべき職務がその対策本部の中でも生じてくるとしますので、それらの代表の人が本部員となるということでございます。

必要な部につきましても、同様でございまして、それぞれの課が持っている職務において、総合的にインフルエンザが発生した場合に必要な対策をとるために、それに必要な部員ということになると思います。

以上です。

(保健福祉課長 山本倉造君 降壇)

○議長（加納国孝君） 3番、田代哲郎君。

○3番（田代哲郎君） 第1点は、何か、ようわからんのですけど、法第35条には、ちゃんと市町村長の役割と、それから副市町村長と教育長と消防長が本部員になるということがきちっとうたわれているんですけど、それを準用しなかったのはどういうことかという、何か、総合的にどうか、よくわからないんですけど。

それから、法の第8条では、市町村行動計画という部分がありまして、市町村長は都道府県行動計画に基づき、当該市町村の区域に係る新型インフルエンザ等対策の実施に関する計画（以下、市町村行動計画と言う。）を作成するものとするというふうになっていて、その行動計画に基づいて、その対策本部を立ち上げるということになっているわけですが、紀美野町では行動計画は作成されているのかどうか、お伺いします。

それで、法37条により読みかえて準用する法第26条では、市町村対策本部に関し、必要なことは市町村の条例で定めるというふうに規定されているんですけど、これは緊急事態措置で、想定されることは、あらかじめ市町村の条例に規定しておくべきだという趣旨に私は理解しているんですけど、この条例案、第5条で、前各条に定めるもののほか、新型インフルエンザ等対策本部に関し必要な事項は、本部長が定めるというふうになってるんで、必要な事項について定める権限を本部長にゆだねたのはどういう理由からか、その辺のことをお伺いいたします。

以上です。

○議長（加納国孝君） 保健福祉課長、山本君。

○保健福祉課長（山本倉造君） 行動計画があるかということですが、新しい法律に基づいた行動計画は今のところございません。この計画につきましては、国の計画ができた時点で、県がそれに基づいてつくりまして、それに基づいて市町村がつくるということになってございます。

今のところ、まだ国も計画のほうは定められていませんので、現在のところ、この法律に基づいた計画というものは定めていません。しかし、以前にありました鳥インフルエンザ、前の新型インフルエンザのときに行いました、そのときにも対策本部というのは設置しておりまして、それによって今のところは行っていくということになっています。

以上です。

○議長（加納国孝君） 総務課長、井上君。

○総務課長（井上 章君） 田代議員の再質疑の1点目の、市町村長の役割、いわゆる対策本部長との関係でございます。私のほうといたしましては、法律で市町村長が本部長になると、こういう定めがございます、それ以外のことで、対策本部はこの法律の中で定められていないことを定めるということの中で、こういう準則に基づきまして、対策本部のこの条例を挙げたわけでございます。その点、ひとつ御理解をいただきたいと思います。

それからもう1点、対策本部の立ち上げでございますけれども、法律の中で、いわゆるパンデミックになったときに、自動的にその対策本部が立ち上げてあると、こういう規定がございますので、対策本部についても、法律で、立ち上げについてもきちっと規定をされておると、こういう把握でございます。

以上でございます。

○議長（加納国孝君） 3番、田代哲郎君。

○3番（田代哲郎君） 法律の第45条で特定都道府県知事という規定がありまして、新型インフルエンザ緊急事態において蔓延を防止し、国民の生命や健康を保護し、並びに生活や経済の混乱を回避するため、外出の自粛や学校などの施設の使用、催しの制限を要請し、応じなければ、指示もできるという、こういうことになっています。

そういう事態に至ったときに、市町村対策本部とは、どんな役割を担うことになるかと考えられているのか、この点、お伺いします。

○議長（加納国孝君） 総務課長、井上君。

○総務課長（井上 章君） 対策本部は、学校等の避難というんですかね、どういう指示ができるかと、こういう御質疑でございますけれども、対策本部としては、町民がパンデミックになって、その命が危険にさらされるということを回避するための措置をどうとっていくか。これは、国あるいは県の指導に基づきまして、できる範囲のことをやっていくというのが、今わかっている範囲のお答えということでございます。

以上です。

○議長（加納国孝君） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（加納国孝君） これで質疑を終わります。

これから議案第1号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（加納国孝君） 賛成討論ありませんか。

3 番、田代哲郎君。

（3 番 田代哲郎君 登壇）

○3 番（田代哲郎君） 新型インフルエンザ等対策特別措置法案の国会での採決では、共産党と社民党が反対し、自民党も棄権しています。新型インフルエンザは国民生活と健康に甚大な被害を与えるとともに、社会的に大きな影響をもたらすものであります。

近年、H5N1型の強毒性インフルエンザ流行の懸念が世界的に高まっているのも事実です。こうした重大な感染症から国民の生命と健康を守り、その生活を守ることは差し迫った重要な課題であり、新型インフルエンザの影響を最小限に抑えるための対策が求められています。

そのためには、2009年の新型インフルエンザの際に、適切な対策をとることができず、混乱を招いた教訓を生かさなければなりません。この間、検疫などの人的な体制の強化や、地域医療体制の強化など、総合的な対策が議論されてきました。

しかし、新型インフルエンザ等対策特別措置法は、危機管理の角度からの対策がことさらに強調されています。多数の人々が集まる施設の使用停止の指示などの人権制限規定に対しては、さまざまな疑問の声が上がっています。対策のために、人権制限が必要だとしても、その必要性の要件、適応方法については、国民的な議論による合意が不可欠です。そうした国民的な合意がなければ、対策の推進どころか、反対に混乱すら招きかねません。したがって、こうした法案は、専門家の意見を聞き、各地での公聴会も含めて徹底かつ慎重な審議が必要です。

にもかかわらず、閣議決定から3週間足らず、わずか5時間の審議と採決ではとても国民の理解と合意が得られないという理由で法案には、国会では反対しました。しかし、緊急事態、パンデミックに至った際に、自治体の対策本部は必要と考えますので、くれぐれも慎重な運用を希望して、新型インフルエンザ等対策本部条例には賛成いたします。

以上です。

（3 番 田代哲郎君 降壇）

○議長（加納国孝君） 反対討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（加納国孝君） 賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（加納国孝君） これで討論を終わります。

これから議案第1号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（加納国孝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第1号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第2 議案第2号 紀美野町道の構造の技術的基準等を定める条例の制定について

○議長（加納国孝君） 日程第2、議案第2号、紀美野町道の構造の技術的基準等を定める条例の制定について、議題とします。

これから質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（加納国孝君） これで質疑を終わります。

これから議案第2号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（加納国孝君） 賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（加納国孝君） これで討論を終わります。

これから議案第2号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（加納国孝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第2号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第3 議案第3号 紀美野町長及び副町長の給与等条例の一部を改正する条例について

◎日程第4 議案第4号 紀美野町教育委員会教育長の給与等条例の一部を改正する条例について

○議長（加納国孝君） 日程第３、議案第３号、紀美野町長及び副町長の給与等条例の一部を改正する条例について及び日程第４、議案第４号、紀美野町教育委員会教育長の給与等条例の一部を改正する条例について、一括議題とします。

これから質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（加納国孝君） これで質疑を終わります。

これから議案第３号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（加納国孝君） 賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（加納国孝君） これで討論を終わります。

これから議案第３号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（加納国孝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第３号は、原案のとおり可決されました。

これから、議案第４号に対し、討論を行います。

反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（加納国孝君） 賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（加納国孝君） これで討論を終わります。

これから議案第４号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（加納国孝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第４号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第５ 議案第５号 紀美野町障害程度認定審査会の委員の定数等条例の一部を改正する条例について

○議長（加納国孝君） 日程第５、議案第５号、紀美野町障害程度認定審査会の委員の定数等条例の一部を改正する条例について、議題とします。

これから質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（加納国孝君） これで質疑を終わります。

これから議案第５号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（加納国孝君） 賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（加納国孝君） これで討論を終わります。

これから議案第５号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（加納国孝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第５号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第６ 議案第６号 紀美野町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について

○議長（加納国孝君） 日程第６、議案第６号、紀美野町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について、議題とします。

これから質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（加納国孝君） これで質疑を終わります。

これから議案第６号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（加納国孝君） 賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（加納国孝君） これで討論を終わります。

これから議案第６号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（加納国孝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第6号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第7 議案第7号 紀の海広域施設組合規約の変更に関する協議について

○議長（加納国孝君） 日程第7、議案第7号、紀の海広域施設組合規約の変更に関する協議について、議題とします。

これから質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（加納国孝君） これで質疑を終わります。

これから議案第7号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（加納国孝君） 賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（加納国孝君） これで討論を終わります。

これから議案第7号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（加納国孝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第7号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第8 議案第8号 紀美野町過疎地域自立促進計画の変更について

○議長（加納国孝君） 日程第8、議案第8号、紀美野町過疎地域自立促進計画の変更について、議題とします。

これから質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（加納国孝君） これで質疑を終わります。

これから議案第8号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（加納国孝君） 賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（加納国孝君） これで討論を終わります。

これから議案第8号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（加納国孝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第8号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第9号 辺地総合整備計画の変更について

○議長（加納国孝君） 日程第9、議案第9号、辺地総合整備計画の変更について、議題とします。

これから質疑を行います。

13番、美濃良和君。

（13番 美濃良和君 登壇）

○13番（美濃良和君） 確認をしておきたいと思います。この事業整備計画の表の中で、林道毛原下滝ノ川線改良事業が平成20年から平成24年度と、こうなっておりますね。

それからもう1点、国吉の超音波診断装置ですけども、これも平成24年度、これについて予算の執行の上ではどうなっていくのか、お伺いしたいと思います。

（13番 美濃良和君 降壇）

○議長（加納国孝君） 企画管財課長、増谷君。

（企画管財課長 増谷守哉君 登壇）

○企画管財課長（増谷守哉君） 20ページの総合整備計画の林道と、それから国吉診療所の件ですが、これはもう以前に計画の中へ認めていただいた分です。今回につきましては、携帯電話の基地局建設事業について、御提出をさせていただいているものでございます。今、言われた質疑につきましては、ちょっと資料を持ち合わせてございませんので、よろしくお伺いしたいと思います。

（企画管財課長 増谷守哉君 降壇）

○議長（加納国孝君） 13番、美濃良和君。

○13番（美濃良和君） 要するに、そうすると、表はこうになっているけれ

ども、今までの分も含めて載せているので、こうなっていると、そういうことの理解でよろしいんですか。

○議長（加納国孝君） 企画管財課長、増谷君。

○企画管財課長（増谷守哉君） そのとおりでございます。今回提出させていただいておりますのは、一番下の携帯電話基地局建設事業ということで提出させていただいております。よろしくお願いいたしますと思います。

○議長（加納国孝君） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（加納国孝君） これで質疑を終わります。

これから議案第9号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（加納国孝君） 賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（加納国孝君） これで討論を終わります。

これから議案第9号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（加納国孝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第9号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第10 議案第10号 公平委員会委員の選任の同意について

○議長（加納国孝君） 日程第10、議案第10号、公平委員会委員の選任の同意について、議題とします。

これから質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（加納国孝君） これで質疑を終わります。

これから議案第10号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（加納国孝君） 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(加納国孝君) これで討論を終わります。

これから議案第10号、公平委員会委員の選任の同意を求める件を採決します。

この採決は起立によって行います。

本件はこれに同意することに賛成の方は、起立をお願いします。

(起立多数)

○議長(加納国孝君) 起立多数です。

したがって、議案第10号、公平委員会委員の選任の件は、同意することに決定しました。

◎日程第11 議案第11号 平成24年度紀美野町一般会計補正予算(第5号)について

○議長(加納国孝君) 日程第11、議案第11号、平成24年度紀美野町一般会計補正予算(第5号)について、議題とします。

これから質疑を行います。

3番、田代哲郎君。

(3番 田代哲郎君 登壇)

○3番(田代哲郎君) 2点だけお願いします。

31ページの歳入で、18款、繰入金、基金繰入金で、財政調整基金からの繰り入れが3,516万3,000円というふうに計上されています。この補正が成立後の基金残高は幾らになるのかをお願いします。

それから、歳出では、35ページ、5款の農林水産費、農業費で、農業振興費、13節の委託料で、緑の生産地域人材育成事業委託料が489万6,000円の減額です、これはひょっとしたら聞き漏らしかも知れないんですけど、説明のときの、減額の理由について、ちょっと説明をお願いします。

以上です。

(3番 田代哲郎君 降壇)

○議長(加納国孝君) 総務課長、井上君。

(総務課長 井上 章君 登壇)

○総務課長(井上 章君) 財政調整基金の、この補正後の残額でございます。10億8,253万3,000円の見込みでございます。

以上でございます。

(総務課長 井上 章君 降壇)

○議長 (加納国孝君) 産業課長、岩田君。

(産業課長 岩田貞二君 登壇)

○産業課長 (岩田貞二君) 35ページの3目、農業振興費の中の13節、委託料の減額、489万6,000円の緑の生産地域人材育成事業の委託料であります。

この事業は、緊急雇用の事業でありまして、当初、2名の参加ということで、予算を計上させていただいておりましたが、都合により1名が不参加ということになり、1名が半年の期間の雇用ということになりましたので、減額とさせていただきました。よろしくをお願いします。

(産業課長 岩田貞二君 降壇)

○議長 (加納国孝君) ほかに質疑ございませんか。

13番、美濃良和君。

(13番 美濃良和君 登壇)

○13番 (美濃良和君) 若干質疑をさせていただきます。

33ページですね、ここで総務費の徴税費の中の、説明の家屋図作成業務委託料の113万4,000円が減額になっていると、これについて、どういうふうなことになるのかお伺いしたいと思います。

それから、36ページの土木費の建設残土処理費ですね、ここで暗渠工事の680万円、それから作業用の車ですね、100万円と、こうなっておりますけれども、これについてお伺いしたいと思います。

(13番 美濃良和君 降壇)

○議長 (加納国孝君) 税務課長、中谷君。

(税務課長 中谷嘉夫君 登壇)

○税務課長 (中谷嘉夫君) 美濃議員の質疑の件ですけれども、33ページの2款、総務費の2項、徴税費、2目、賦課徴収費の件です、減額113万4,000円の件です。家屋図作成委託業務ですが、この関係は、入札差額によります減額ということになっております。

以上でございます。

(税務課長 中谷嘉夫君 降壇)

○議長（加納国孝君） 建設課長、山本君。

（建設課長 山本広幸君 登壇）

○建設課長（山本広幸君） 私からは、36ページの建設残土処理費の減額でございます。これにつきましては、当初予算におきまして、場内の暗渠排水管や盛り土に伴う縦排水管工事を計画しておりましたが、本年度におきましては、県や町の公共工事の発注時期が政府の特例公債法案がなかなか成立しなかったこともあり、残土処理数量が大幅な減量となったことであります。

それにより、暗渠排水管や縦排水管の工事量が減となり、今回の680万円の減額補正をお願いするものでございます。

それから、作業用車両の減額でございます。これにつきましては、場内のじんあい処理や路面の清掃のための散水車を予定しておりましたが、見積もり等により、100万円ほどの減額となったことで、補正をお願いするものでございます。

以上でございます。

（建設課長 山本広幸君 降壇）

○議長（加納国孝君） 13番、美濃良和君。

○13番（美濃良和君） 確認させていただきますけども、36ページのこの建設残土処理暗渠工事ですね、今の説明では、公共事業が減ったので、要するに残土を入れる量が減ったと、そういうことなんですけれども、暗渠工事が減額になるということで、安全対策というんですか、下流ですね、そのところの安全対策という点については何ら支障がないのか、その辺だけ確認しておきたいと思います。

○議長（加納国孝君） 建設課長、山本君。

○建設課長（山本広幸君） 美濃議員の再質疑にお答えします。

安全対策というものは、もう既に下流地域への安全対策は行っております。今回の暗渠排水とか、縦排水については、場内の排水を行う施設でございますので、先ほど言ったように、盛り土量に応じて施工するものでございますので、影響はないと思っております。

以上でございます。

○議長（加納国孝君） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（加納国孝君） これで質疑を終わります。

これから議案第 11 号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(加納国孝君) 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(加納国孝君) これで討論を終わります。

これから議案第 11 号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(加納国孝君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第 11 号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第 12 議案第 12 号 平成 24 年度紀美野町国民健康保険事業特別会計補正予算
(第 4 号) について

◎日程第 13 議案第 13 号 平成 24 年度紀美野町国民健康保険診療所事業特別会計補
正予算(第 3 号) について

◎日程第 14 議案第 14 号 平成 24 年度紀美野町後期高齢者医療特別会計補正予算
(第 3 号) について

○議長(加納国孝君) 日程第 12、議案第 12 号、平成 24 年度紀美野町国民健康保険事業特別会計補正予算(第 4 号) について、日程第 13、議案第 13 号、平成 24 年度紀美野町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算(第 3 号) について及び日程第 14、議案第 14 号、平成 24 年度紀美野町後期高齢者医療特別会計補正予算(第 3 号) について、一括議題とします。

これから質疑を行います。

3 番、田代哲郎君。

(3 番 田代哲郎君 登壇)

○3 番(田代哲郎君) 議案書の 56 ページ、紀美野町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算について質疑します。

歳入で、1 款、診療収入、1 項、診療収入、1 目の外来収入で、後期高齢者医療保険診療収入が 1,062 万 6,000 円の減額になっています。補正前の外来収入予算総額

は7,281万6,000円なので、1,062万6,000円という減額は非常に大きな減額だと思いますので、後期高齢者医療保険診療収入の減額の要因はどう考えておられるのかお伺いします。

以上です。

(3番 田代哲郎君 降壇)

○議長(加納国孝君) 住民課長、牛居君。

(住民課長 牛居秀行君 登壇)

○住民課長(牛居秀行君) 田代議員の御質疑にお答えをいたします。

外来収入の減額補正、1,432万4,000円についての御質問でございますけれども、議員御指摘のとおり、3節、後期高齢者医療保険診療分として1,062万6,000円の減額補正をさせていただいておるところでございます。

この大きな要因でございますけれども、後期高齢者医療保険分の収入につきましては、平成22年、23年度の決算額において、見てみましても、外来収入の約65%を占めておりまして、この収入の増減によりまして、外来収入が大きく左右されるものでございます。

本補正におきましての減額につきましては、当初推計額4,380万円に対しまして、現時点の推計におきましては3,773万4,000円となったことによります減額補正でございます。

医療費の推計につきましては、不確定要素の多い中、大変難しいものでございますけれども、このように多額の補正額の計上となったことにつきましては、まず率直におわびを申し上げたいと思います。

診療所会計の外来収入につきましては、平成20年度より年々右肩下がりの状況となっております。その主な要因としましては、対象地区の人口減によります外来延べ患者数の減少によるものでございます。

少し、具体的に申し上げますと、平成20年度の対象地区人口につきましては2,996人でございましたが、平成23年度におきましては2,775人と、3年間で221名の減少となっております。

また、それに伴いまして、外来延べ患者数につきましても、平成20年度では7,222名あったものが、平成23年度では5,873人と、3年間で1,349人の減少となっております。平成24年度におきましても、この傾向の延長化

と申しましょうか、影響によりまして、外来収入、特に後期高齢者医療保険診療収入におきまして、大きな減額となったと考えてございますので御理解を賜りたいと存じます。

(住民課長 牛居秀行君 降壇)

○議長 (加納国孝君) ほかに質疑ありませんか。

13番、美濃良和君。

(13番 美濃良和君 登壇)

○13番 (美濃良和君) 1点は、49ページにございますが、特定健康診査等事業費の128万1,000円、特定健診等データ管理業務委託料ですね、これについてお伺いしたいのと、それからその下の保健事業費の疾病予防費ですね、人間ドック委託料が250万円減っていると、これについてお伺いしたいと思います。

それからもう1点、57ページ、ここでも医業費の中の2款ですね、医療用機械機器費の在宅酸素借上料が実績で、150万円の減額になったということでございますけども、これについて、ちょっと割合にしたら高いのでお伺いしたいと思います。

(13番 美濃良和君 降壇)

○議長 (加納国孝君) 住民課長、牛居君。

(住民課長 牛居秀行君 登壇)

○住民課長 (牛居秀行君) 美濃議員の御質疑にお答えをさせていただきます。

まず、49ページ、8款、保健事業費、1項、1目、特定健康診査等事業費の中の13節、委託料でございます。これについては、128万1,000円の増額でございます。

これにつきましては、当初540人分を想定しておりましたけれども、150人ふえましたので、今回増額とさせていただいたものでございます。その計算方法につきましては、150件ふえましたので、1件当たり1万320円ということで、154万8,000円、費用決算事務として2万7,000円でございます。

次に、その下の疾病予防費でございます。これにつきましては、30歳から74歳までの方に人間ドックを受けていただくということでございます。ここの減額でございますけれども、まず、1日ドックというのがございまして、これが男子63人分を当初見込んでおりました。それが、52名ということで、11名の減となっております。女性の場合、67人分見込んでおったんですが、これが53名ということで、14名の減となっております。

脳ドックでございますけれども、当初、男女合わせまして120人分計上しておったのでございますけれども、83人ということで、約37名の受検者が減ったということによる減額補正でございます。

続きまして、57ページの2款、医業費、1項、1目、医療用機械機器費の150万円の減額につきましては、これは在宅酸素借上料ということで、1本3万7,800円いたします。1本3万7,800円いたしまして、当初につきましては6人分の計上ということでさせていただいております。しかしながら、実績といたしまして、12月までの時点で3名の御利用の方、それから1月に入りまして、それが2名に減ったということで、在宅酸素の借り上げを行っている、そういう方々が少なかったということの中での減額補正をさせていただいたものでございますので、御理解賜りたいと存じます。

(住民課長 牛居秀行君 降壇)

13番、美濃良和君。

○13番(美濃良和君) そうすると、特定健診では、若干、150人ですか、ふえたということなんですね。人間ドックのほうは、説明があったように、それぞれ少なかったと、こういうことでこうなっているということなんですから、その辺のところ、いろんな事情があるんですから、町のほうで把握せえというのも難しいのかわかりませんが、何か、わかっているところで、お教えいただければと思いますが。

それから、57ページの在宅酸素の問題ですけれども、要するにこれは、やっぱり少なくなったということは、亡くなったとか、そういうふうなところによるものですか。

○議長(加納国孝君) 住民課長、牛居君。

○住民課長(牛居秀行君) 美濃議員の再質疑にお答えをいたしたいと思います。

まず、特定健診の件数の増でございますけれども、これは、先ほど申し上げましたように、150件ふえてございます。これにつきましては、平成24年度から特定健診の未受診者に対します事業を行っておりまして、それによるものが大変多かったということだと思っております。

それからあと、人間ドックでございますが、人間ドックにつきましては、毎年度、御要望を出していただくということでございますので、これは強制するものではございません。その中で、毎年、この人間ドックには、当町といたしましては、非常に力を入れておるところでございますが、予算としては十分な予算を計上させていただいております。結果として、こういう結果となっておりますということで御理解を賜り

たいと存じます。

以上でございます。

済みません、答弁漏れがございました。

在宅酸素が減ったということ、一応先ほども説明させていただきましたように、当初は6人分、わかりませんから6人分計上しております。それで、平成24年の12月までは、御利用していただいた方が3名ございまして、これも最初の6名というのは、あくまでも推計でございます。現実、3名ございまして、それが25年の1月に入ってから2名に減ったということでございます。その理由等については、ちょっと承知してございません。

○議長（加納国孝君） 13番、美濃良和君。

○13番（美濃良和君） 49ページのところなんですけども、今まで、要するに特定健診について少ないということで、一生懸命運動をやってこられたと。それがふえて、そういった人間ドックのほうが減ったということで、以前は人間ドック多かったですよね。それから見て、やっぱりこの人間ドック、課長の答弁のように、たくさん、十分に予算を組んでおったので、実質がこうなると、そういうことでよろしいんですか。

特定健診については、課長の、そういう事業をやってきた、そういうことでかなり頑張ってきたことが反映したと、そういうふうに判断してよろしいんですね。

○議長（加納国孝君） 住民課長、牛居君。

○住民課長（牛居秀行君） はい、特定健診につきましては、これは保健福祉課のほうで、保健師さんも頑張っていて、大変受診率を上げるように頑張ってくれております。その成果があらわれたものと考えております。電話での受診の勧奨であるとか、そういうこともきめ細かにやっけていただいている状況でございますので、それが大きな要因ではなかろうかなと考えてございます。

それから、人間ドックでありますけれども、人間ドックにつきましても、決して少ない、数値だとは思ってございません。これだけの人口でこれだけの人間ドックを受けてくれているということについては、疾病予防という観点から考えましても、いい傾向ではないかなと考えてございます。

これは、あくまでも予算計上額に対しまして、これだけの減があったということでございますので、あくまでも予算よりはということでございますので、実数値についまし

ては、平成２４年度の合計から減っているものではございません。

○議長（加納国孝君） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（加納国孝君） これで質疑を終わります。

これから議案第１２号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（加納国孝君） 賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（加納国孝君） これで討論を終わります。

これから議案第１２号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（加納国孝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第１２号は、原案のとおり可決されました。

これから議案第１３号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（加納国孝君） 賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（加納国孝君） これで討論を終わります。

これから議案第１３号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（加納国孝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第１３号は、原案のとおり可決されました。

これから議案第１４号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（加納国孝君） 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(加納国孝君) これで討論を終わります。

これから議案第14号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(加納国孝君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第14号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第15 議案第15号 平成24年度紀美野町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)について

○議長(加納国孝君) 日程第15、議案第15号、平成24年度紀美野町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)について、議題とします。

これから質疑を行います。

3番、田代哲郎君。

(3番 田代哲郎君 登壇)

○3番(田代哲郎君) 質疑というよりは、1点確認させてください。

72ページの総括で、歳出の2款の保険給付費です。補正前の保険給付費予算総額が14億9,333万5,000円、補正後の保険給付費予算総額は15億1,298万円となっています。平成23年の決算の保険給付費総額は14億7,212万9,439円で、保険給付費がどんどん伸びていくという傾向が続いて、それを見越しての補正だと思うんですが、介護予防の取り組みをやっているのに、給付費がふえるという傾向が続いています。単なる高齢者が多いからという、高齢化が進んでいくからということでは説明がつかない部分もあるかなと思うんですが、また、介護予防に本格的にやっぱり取り組み、十分な取り組みをして、徹底していかないと、また保険料値上げというようなことにはね返ってくるということも結びつくと思いますんで、そういう傾向をどう考えておられるのか、その点だけ伺います。

(3番 田代哲郎君 降壇)

○議長(加納国孝君) 保健福祉課長、山本君。

(保健福祉課長 山本倉造君 登壇)

○保健福祉課長(山本倉造君) 介護給付費の伸びについてでございます。

この伸びにつきましては、本年度も約1.数%の伸びでございます。昨年度は3%程

度伸びてましたので、昨年度に比べまして、伸び率としては、少なくなってきたことを見込んでいます。大きな原因としては、人口構成が変わり、この変化が大きいのかもわかりませんが、10年後に、今の団塊の世代の方々が後期高齢者となったときに、保険給付が延びることが十分予想されますので、先ほど、田代議員がおっしゃいました介護予防につきまして、今から65歳といわず、もっと若い世代の方から健康増進を通じた介護予防というのを総合的にやっていく必要を感じています。

現在、しておりますのは、特定高齢者アンケートによって、特定高齢者とわかった方につきまして、本年度も2回、春先と現在もやっているんですが、介護予防教室を町内各所で行っています。

それと、認知症の予防につきましても、今進めているところでございまして、そういう各教室とか、介護予防教室ということをしているということを町内に知っていただいて、それを通じて、それぞれの方が自分で健康を考えながら、最終的には介護予防につながっていくようなことを広報とか、事業を通じて行っていきたいと考えています。

以上です。

(保健福祉課長 山本倉造君 降壇)

○議長（加納国孝君） ほかに質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（加納国孝君） これで質疑を終わります。

これから議案第15号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長（加納国孝君） 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（加納国孝君） これで討論を終わります。

これから議案第15号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（加納国孝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第15号は、原案のとおり可決されました。

しばらく休憩します。

休 憩

(午前 10 時 17 分)

再 開

○議長（加納国孝君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前 10 時 40 分)

◎日程第 16 議案第 16 号 平成 24 年度紀美野町美里簡易水道事業特別会計補正予算
(第 2 号) について

◎日程第 17 議案第 17 号 平成 24 年度紀美野町上水道事業会計補正予算 (第 1 号)
について

○議長（加納国孝君） 日程第 16、議案第 16 号、平成 24 年度紀美野町美里簡
易水道事業特別会計補正予算 (第 2 号) について及び日程第 17、議案第 17 号、平成
24 年度紀美野町上水道事業会計補正予算 (第 1 号) について、議題とします。

これから質疑を行います。

13 番、美濃良和君。

(13 番 美濃良和君 登壇)

○13 番（美濃良和君） 82、83 ページなんですけれども、歳入で一般会計か
らの繰入金が 1,779 万 5,000 円が繰り入れられてまして、それがほとんど公債費の
長期負債の繰上償還ですね、こういうふうに使われることになっておりますけれども、
これについての理由、御説明願いたいと思います。

(13 番 美濃良和君 降壇)

○議長（加納国孝君） 水道課長、温井君。

(水道課長 温井秀行君 登壇)

○水道課長（温井秀行君） 美濃議員の御質疑にお答えをさせていただきます。

予算書の 82 ページ、83 ページの内容でございます。

83 ページ、2 款、1 項、公債費、元金でございます。長期債の元金を繰上償還をさ
せていただくものでございます。

こちらの内容は、平成 4 年に借り入れました金額、借入金が 3,150 万円ござい
ます。金利が 5.5%、その分を早く償還をいたしたい、そういう内容で、本年繰上償
還をさせていただくものでございます。

当初予算には、2,333万3,000円の元金償還をさせていただくということで、追加で繰上償還をさせていただくものでございます。早く高い金利の部分を償還いたしたいという内容でございますので、御理解いただきたいと思います。

(水道課長 温井秀行君 降壇)

○議長（加納国孝君） 13番、美濃良和君。

○13番（美濃良和君） 一般会計も決して余裕のあるところではないわけですね。普通、会計において繰り越し等の余剰金ができの場合に、繰上償還ということで考えるのが一般的であるかと思うんですけども、あえて繰上償還で、5.5%という、高いということでありますけれども、繰り上げをしていこうという、そのところがもう少し、どうしてそれが必要だったのかということについて、わかりにくいんですが、もう一度その辺のところを説明を願いたいと思います。

○議長（加納国孝君） 水道課長、温井君。

○水道課長（温井秀行君） 美濃議員の2回目の御質疑にお答えをさせていただきます。

まだまだ高い金利の分も償還内容で残っている分もございますので、年度、年度の予算のやりくりの中で、返還をいたしていきたいと、そのように考えてございますので、再度御理解を賜りたいと思います。

○議長（加納国孝君） ほかに質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（加納国孝君） これで質疑を終わります。

これから議案第16号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長（加納国孝君） 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（加納国孝君） これで討論を終わります。

これから議案第16号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（加納国孝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第16号は、原案のとおり可決されました。

これから議案第17号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(加納国孝君) 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(加納国孝君) これで討論を終わります。

これから議案第17号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(加納国孝君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第17号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第18 議案第28号 教育委員会委員の任命の同意について

○議長(加納国孝君) 日程第18、議案第28号、教育委員会委員の任命の同意について、議題とします。

説明をお願いします。

町長、寺本君。

(町長 寺本光嘉君 登壇)

○町長(寺本光嘉君) 追加議案で、議案書の1ページ、議案第28号、教育委員会委員の任命の同意についてをお伺いするところでございます。

下記の者を教育委員会の委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第4条第1項の規定により議会の同意を求めますのでございます。

氏名は、長峯三千代、生年月日は昭和38年7月25日。住所は紀美野町西野93番地4でございます。

提案理由につきましては、平成25年3月23日をもって任期満了になりますので、この長峯さんの再任をひとつ御同意を願いたいということで提案をさせていただきますので、ひとつ、提案どおり御承認を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

以上です。

(町長 寺本光嘉君 降壇)

◎日程第 19 議案第 29 号 平成 24 年度紀美野町一般会計補正予算（第 6 号）について

○議長（加納国孝君） 日程第 19、議案第 29 号、平成 24 年度紀美野町一般会計補正予算（第 6 号）について、議題とします。

説明を願います。

総務課長、井上君。

（総務課長 井上 章君 登壇）

○総務課長（井上 章君） 追加議案の 3 ページをお願いいたします。

議案第 29 号、平成 24 年度紀美野町一般会計補正予算（第 6 号）。

平成 24 年度紀美野町の一般会計補正予算（第 6 号）は次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 5 億 2 8 2 万 4, 0 0 0 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 8 2 億 1, 7 0 3 万 9, 0 0 0 円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第 2 条 繰越明許費の追加は、「第 2 表 繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）

第 3 条 地方債の変更は、「第 3 表 地方債補正」による。

平成 25 年 3 月 12 日提出 紀美野町長 寺本光嘉

議案書の 10 ページをお願いいたします。

まず、歳入でございます。

12 款、分担金及び負担金、1 項、1 目の農林水産業費分担金は、75 万円の増額補正をお願いするものでございます。農業生産基盤保全管理等推進整備事業分担金でございます。

14 款、国庫支出金、2 項、4 目の農林水産業費国庫補助金では、825 万円の増額でございます。農業生産基盤保全管理等推進整備費補助金でございます。

5 目の土木費国庫補助金では、7,150 万円の増額でございます。社会資本整備総合交付金、町道平中通り線でございます。

6 目の教育費国庫補助金では、1 億 6 4 3 万 9, 0 0 0 円の増額でございます。学校

施設環境改善交付金でございます。

18款、繰入金、1項、1目の財政調整基金繰入金では、1,648万5,000円の増額となっております。

21款、町債、1項、4目の農林水産業費では、1,250万円、過疎債で、680万円、合併特例債で570万円です。

6目の土木債では、3,850万円の増額、過疎債でございます。

8目の教育債では、2億4,840万円の増額、合併特例債でございます。

続いて、11ページをお願いします。

歳出です。

2款、1項、1目の一般管理費では、300万円の増額でございます。訴訟等委託料ということで、歳計外資金裁判の判決が出まして、相手方が控訴ということで、訴状が届きましたので、訴訟費用ということの中で、着手金等、300万円の補正をお願いするものでございます。

5款、1項、4目の耕地総務費では、683万3,000円、基幹農業整備事業でございます。

9目の農業体質強化基盤整備促進事業費では、1,500万6,000円の増額です。

福田湯、あるいは柿ノ戸水路等の委託料、500万3,000円と工事費として、1,000万3,000円の増額をお願いするものです。

7款、2項、2目の道路橋りょう新設改良費では、1億1,000万5,000円の増額でございます。

町道平中通り2号線の委託料で800万5,000円、15節、工事費で1億200万円の増額でございます。

12ページをお願いします。

9款、教育費、3項、3目の中学校校舎等整備事業費で3億6,798万円の補正をお願いするものでございます。この補正につきましては、野上中学校大規模改修工事設計監理委託料2,169万円、工事費で3億4,629万円の増額補正をお願いするものでございます。

6ページへ戻っていただきたいと思います。

第2表 繰越明許費補正でございます。

2款の総務費では、道の駅用地造成工事測量設計業務委託料の繰り越しでございます。

5 款の農林水産業費では、基幹農道整備事業の繰り越しでございます。

同じく、5 款の農業体質強化基盤整備促進事業です。

それから、7 款の土木費では、町道平中通り 2 号線の繰り越しです。

それから、9 款の教育費で、野上中学校大規模改修事業の繰り越しとなっております。

国の補正の事業で、内示等がありましたので、今回、補正をお願いするものが大部分でございます。

7 ページをお願いします。

第 3 表 地方債補正でございます。

起債の目的、一般単独事業債では、限度額 2 億 5,410 万円増額をお願いしまして 6 億 2,610 万円の限度額の引き上げ、それから過疎対策事業債では、4,530 万円増額の 3 億 7,170 万円のそれぞれ限度額の引き上げをお願いするものでございます。

補正後の起債の方法、利率、償還の方法につきましては、補正前に同じとなっております。

以上、説明とさせていただきます。

(総務課長 井上 章君 降壇)

○議長（加納国孝君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

散 会

○議長（加納国孝君） 本日はこれで散会します。

(午前 10 時 56 分)